

敬老乗車証制度の見直し中間案について

1 前回審議会専門分科会の振り返りと意見の取りまとめ結果について

(1) 前回 10 月 4 日審議会専門分科会の振り返り

- ・現行制度は、70 歳以上の方を対象とし、原則 10%の自己負担で、年間 12 万円を上限としてチャージできる制度であることを踏まえ、対象年齢の引き上げ、年間上限額の引き下げ、利用者負担割合の引き上げについて検討することとした。
- ・それぞれのメリット・デメリット及び、見直した場合の事業費の将来推計を踏まえてご議論いただいた。その結果、対象年齢及び年間上限額は現行どおりとし、制度の見直しとしては、利用者負担割合を引き上げることが妥当であるとの結論に至った。
- ・他に「所得の低い方への配慮が必要」、「制度のわかりやすさを重視すべき」、「チャージ機の増設を求める」といった意見が挙げられた。
- ・利用者負担割合の具体案を含む審議会専門分科会としての意見の取りまとめについては、会長に一任された。

(2) 会長がとりまとめた審議会専門分科会の意見

前回の審議会専門分科会の議論を踏まえ、会長がとりまとめた意見は以下のとおり。

- ・利用者負担割合の引き上げについては、制度の持続性を一定期間確保するために 20%から 30%の負担が妥当であるとの意見が多かったことを踏まえ、概ねその範囲において検討すること。
- ・負担割合を決める上では所得の低い方への配慮が必要との意見を踏まえ、軽減策を検討すること。
- ・負担割合の段階的な引き上げや負担割合を現状以上に細分化することなどは避け、利用者にとってわかりやすい制度とすること。
- ・チャージ機増設を求める意見が多かったことを踏まえ、利便性向上の取組みを検討すること。

2 制度見直しの中間案

(1) 見直しにあたっての基本的な考え方

見直し中間案の作成にあたっては、これまでの審議会専門分科会の審議を踏まえ、以下のとおり基本的な考え方を整理した。

- ・現行制度の枠組みを基本としつつ、所得が低い介護保険料所得段階 1～4の方への配慮をしながら、受益と負担の均衡を図る。
- ・将来にわたり敬老乗車証をご利用いただけるよう、今後 10 年間の事業費の伸びを見据え、持続可能な制度とする。
- ・制度を複雑にすることは避け、わかりやすい制度とする。
- ・制度の見直しに合わせ、利便性の向上を図る。

(2) 見直し後の制度枠組み

〈対象年齢〉

現行どおり 70 歳以上とする。

〈年間上限額〉

現行どおり 12 万円までとする。

〈利用者負担割合〉

以下のとおり利用者負担割合を引き上げる

- ・介護保険料所得段階 5 以上の方 現行の 10% から 25% とする。
- ・介護保険料所得段階 1 ～ 4 の方 現行の 5 % から 10% とする。

(3) 利便性向上の取組み

無人チャージ機を地下鉄駅構内等へ設置する。

※対象交通機関の拡充については、現時点では導入に向けた課題が多いことから、引き続き各交通事業者と意見交換をしながら継続して検討する。

3 パブリックコメントの実施

敬老乗車証制度の見直し中間案を市民に公表し、意見を募集する。

(1) 募集期間

令和 5 年 11 月 27 日 (月) ～12 月 26 日 (火)

(2) 周知方法

- ・市ホームページへの掲載
- ・マスメディアを活用した周知
- ・中間案 (リーフレット) を市内関係施設※で配布
※市役所本庁舎、区役所、市民センター、老人福祉センター、地域包括支援センター等
- ・せんだい Tube による配信 (音声付き概要説明資料)

(3) 市民説明会の開催

- ・各区役所管内及び総合支所管内の計 7 会場で開催 (11 月 29 日 (水) ～12 月 9 日 (土))

4 今後の予定

- ・11 月健康福祉委員会において、見直し中間案及びパブリックコメントについて報告する。
- ・令和 6 年 1 月に見直し最終案を取りまとめ、令和 6 年第 1 回定例会において条例改正案を提案。
- ・令和 6 年 10 月の新制度施行を予定。ただし、利便性向上の取組みについては、新制度施行後、準備が整い次第実施する。